

「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」の制定について

令和4年4月1日施行

1. 条例制定の背景

- これまでのいわゆる日本型雇用は、高度経済成長を支えたが、労働者が自らのライフステージの変化、人生設計等に応じた形態で就労することや、離職した後に再び就労し活躍すること等、それぞれの希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力の非効率な使用の一因にもなってきた。
- 近年では人口の減少、少子高齢化等の急激な進展に伴う雇用環境の変化も著しく、労働力の地域偏在に拍車がかかっている。このような雇用情勢下において、地域経済が持続的に発展し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、これまでの日本型雇用から、**地域において人材を育成し、多様な人材が自らの適性、ライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、また、一旦離職しても再就職し活躍することができる地域主導型雇用**へこれまでの雇用についての考え方や仕組みを変化させる必要がある。
- 条例により基本理念を明らかにして方向性を示し、地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進する必要がある。

2. 基本的な考え方と施策展開の柱

地域において、多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策に積極的に取り組む。

施策展開の3つの柱

1 地域における多様な人材の育成

- 職業に触れる機会の提供による職業選択の支援、就業意識の醸成
- 職業訓練、実学教育の内容の充実
- リカレント教育の機会の充実
- 人材不足分野の人材育成
- 新たな産業・技術を担う人材の育成等

2 地域における就労の促進

- 実習、就労体験等の機会の提供
- 相談、就労あっせん体制の充実
- 就労する上で必要な生活面での支援の推進
- 多様な人材の特性に応じた活用に関する事業者への支援
- テレワークその他の柔軟な働き方の推進等

3 地域における再就職の支援

- 離職に至った事情等を踏まえた、再就職、職業能力の開発・向上に関する相談、就労あっせん
- 研修の実施、再就職に関する情報の提供等

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例

第1章 総則

【目的】

- 地域における多様な人材（若者、女性、高齢者、外国人、障害者など）の育成、就労の促進及び再就職の支援に関し、基本理念を定め、県の責務と事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定める
- 雇用についての考え方及び仕組みの革新を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、多様な人材が希望に応じて就労することができるよう、地域の雇用環境の整備を図る。

【基本理念】

地域において、**多様な人材を育成し、就労を希望する全ての人**が**それぞれの適性、ライフステージ、生活様式等**に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離職した場合においても**再就職することができる地域社会を実現**することが、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策に積極的に取り組む

【県の責務】

県は、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を体系化し、国、市町村及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する

【事業者の役割】

- 従業員の募集・採用方法の改善、職業能力の開発・向上、リカレント教育の機会を提供する教育機関等との連携・協力、多様な人材が有する能力を発揮して活躍するための取組を行うよう努める
- 多様な人材がそれぞれの特性に応じた働き方を実現することができる職場環境整備に努める
- 離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動に対する支援その他の再就職に関する支援を行う
- 実学教育を行う高等学校等と連携・協力するよう努める

【関係団体等の役割】

国、県及び市町村と連携して地域における多様な人材の育成並びにその希望に応じた就労の促進及び再就職の支援に努める

【県民の役割】

リカレント教育等による職業能力の開発及び向上、就労、再就職の重要性についての理解及び関心を深めるよう努める

第2章 基本的施策

【地域における多様な人材の育成】

- 職業に触れる機会の提供による就業意識の醸成
 - ・学齢期からその発達段階に応じて幅広い職業に触れる機会や就労に関する情報を提供
- 実学教育の内容及びリカレント教育の機会の充実
 - ・スキルアップ、キャリアチェンジのための、リカレント教育等の機会の充実
- 人材不足分野及び新たな産業・技術を担う人材の育成
 - ・関係機関と連携し、地域における人材ニーズに対応した人材育成を推進

【地域における就労の促進】

- 実習、就労体験等の機会の提供による主体的な職業選択の支援
- 相談、就労あっせん体制の充実
 - ・多様な人材がそれぞれの希望、地域の実情に応じて就職できるよう就労及び職業能力の開発・向上に関する相談、就労あっせん、職場への定着までの支援を一体的に実施
- 就労する上で必要な生活面での支援の推進
- 多様な人材の特性に応じた活用に関する事業者への支援
- テレワークその他の柔軟な働き方の推進

【地域における再就職の支援】

- 離職に至った事情等を踏まえた、再就職、職業能力の開発・向上に関する相談、就労あっせん
- 研修の実施、再就職に関する情報の提供

第3章 その他の措置

【国、市町村及び関係団体等との連携及び協力】

施策の推進に当たって、国、市町村、関係団体等と連携、協力する

【協議の場の設置】

県は施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設け、雇用に関する情報を共有するとともに、条例の趣旨について認識を共有するよう努める

【実施状況の公表】

知事は、毎年度1回、施策の実施状況を取りまとめ公表する